

# 特別徴収事務取扱要領

## (1) 町民税・県民税・森林環境税の特別徴収

給与所得者の町民税・県民税・森林環境税については、地方税法第321条の3の規定により、特別徴収の方法によって徴収することになっております。

特別徴収とは、給与支払者が給与の支払いを行うとき、町民税・県民税・森林環境税の月割額を差引いて一括納入していただく制度をいいます。

## (2) 特別徴収義務者

地方税法第321条の4により、給与の支払いをする者のうち所得税法第183条（源泉徴収義務）の規定によって給与の支払いをする際所得税を徴収して納付する義務がある者を特別徴収義務者として指定し、町民税・県民税・森林環境税を徴収、納付させることとすると規定されています。

特別徴収義務者は、嘉手納町から送達された税額通知書によって毎月定められた税額を給与から差引き、定められた期限までに納入する義務が生じることになります。なお、**指定番号**は貴殿を示したものでありますので、今後、嘉手納町に提出される書類には必要箇所（税額、住所、氏名等）と併せて必ず記入してください。

## (3) 特別徴収によって町民税・県民税・森林環境税を徴収される者

前年中に給与の支払を受け、かつ本年4月1日現在給与の支払いを受けている者です。

## (4) 納税義務のない者

1. 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者、並びに本年1月1日現在、障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年中の合計所得金額が135万円以下の者。
2. 前年中の合計所得金額が38万円以下の者。

## (5) 町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書

特別徴収関係書類を受取られましたら、同封の税額通知書（納税義務者用）を納税者に交付してください。

## (6) 給与所得以外の所得に対する普通徴収の申出

納税者に給与所得以外の所得（事業所得・配当所得・不動産所得等）があるとき、これに係る税額は原則として給与所得に係る税額と合算して特別徴収することになっておりますが、納税者が6月30日までの間に**給与所得以外の所得に対する所得割額の全部又は一部**を普通徴収（納税者より直接納付）により納付したい旨の申し出があったときは普通徴収の方法によることができますので、その旨納税者にお伝えくださると共に申し出があったときは直ちに文書をもって御連絡ください。